

# 令和7年第4回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和7年12月10日 開会

令和7年12月12日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和7年第4回新十津川町議会定例会

令和7年12月10日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - (1) 事務報告
  - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 随時監査結果報告
  - (6) 一部事務組合議会報告
  - (7) 議員研修報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 報告第8号 専決処分の報告について
- 第9 報告第9号 専決処分の報告について
- 第10 報告第10号 専決処分の報告について
- 第11 議案第48号 新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第12 議案第49号 新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第13 議案第50号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第14 議案第51号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第15 議案第52号 新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第16 議案第53号 新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)

- 第17 議案第54号 新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第18 議案第55号 新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第19 議案第56号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算(第3号)  
(内容説明まで)
- 第20 議案第57号 令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
(内容説明まで)

◎出席議員(10名)

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君
教育委員会事務局長	小松敬典君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂下佳則君
--------	-------

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。  
皆さん、ご起立ください。

〔全員起立〕

- 議長（小玉博崇君） 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（小玉博崇君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいまから令和7年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎表彰状の伝達

- 議長（小玉博崇君） 開議に先立ちまして、報告をいたします。

空知町村議会議長会表彰規程に基づき、町村議会議員として10年以上その職にあった者として、私、小玉博崇及び杉本初美議員並びに鈴木康裕議員に対し、10月24日開催の空知町村議会議長会定期総会において表彰状が授与されました。

ここで、杉本議員、鈴木議員に表彰状を伝達いたしますので、両議員は前方へお進みください。

〔杉本初美議員、鈴木康裕議員登壇〕

- 議長（小玉博崇君） 表彰状、杉本初美殿。

あなたは永年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に尽くされましたその功績は誠に顕著であります。

よって本会表彰規程により、ここにこれを表彰します。

令和7年10月24日。

空知町村議会議長会会長、鶴川和彦。

〔杉本初美議員授与〕

- 議長（小玉博崇君） 表彰状、鈴木康裕殿。

あなたは永年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に尽くされましたその功績は誠に顕著であります。

よって本会表彰規程により、ここにこれを表彰します。

令和7年10月24日。

空知町村議会議長会会長、鶴川和彦。

〔鈴木康裕議員授与〕

- 議長（小玉博崇君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。
-

### ◎開議の宣告

○議長（小玉博崇君） ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、  
順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、杉本初美議  
員。8番、鈴木康裕議員。両議員を指名いたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
報告を求めます。  
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 鈴木康裕君登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。それでは、議会  
運営委員会から報告を申し上げます。

日時、場所、出席者については、記載のとおりでございます。説明員として、寺田副町  
長、久保田総務課長においでいただきました。

協議結果でございます。

（1）付議案件は、報告3件、条例の制定3件、条例の一部改正5件、令和7年度会計  
補正予算2件の計13件である旨、総務課長から説明を受けております。

（2）令和7年第4回町議会定例会の会期は、12月10日水曜日から12月12日金曜日ま  
での3日間とする。

（3）日程については、裏面の記載のとおり執り進めたいと思います。

（4）一般質問の通告はありませんでした。

（5）請願、陳情等の受理状況については、12月5日現在、請願1件を受理している旨、  
議会事務局長から報告を受けております。請願1件を所管の委員会に付託することとしま  
した。

以上で、議会運営委員会からの報告を終了します。

○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月12日ま  
での3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの3日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の定期監査結果報告、5番の随時監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6番の一部事務組合議会報告を行います。

はじめに、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

去る令和7年11月26日午後1時より、場所は、滝川市役所10階議場で行われております。

まず、報告第1号、専決処分について。江差町・上ノ国町学校給食組合の解散に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更するものであり、承認されております。

報告第2号、専決処分について。令和7年度一般会計補正予算第1号でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,609万8千円とする内容でございます。補正の内容は、消費税納税に要する経費の補正ということで、承認されてございます。

報告第3号、監査報告について。監査の対象は、令和6年度の執行事務であり、監査の結果は、指摘事項等は特になく、おおむね適正に執行又は管理されているという報告であり、報告済みとなっております。

報告第4号、例月現金出納検査報告については書面にて報告となり、報告済みとなっております。

報告第5号、令和6年度決算に係る資金不足比率についてですが、資金不足は発生していない旨の報告があり、報告済みとなっております。

認定第1号、令和6年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入6億4,197万4,186円、執行率は100.3パーセント。歳出6億1,629万9,541円、執行率96.2パーセント、差引き2,567万4,645円の余剰が生じております。なお、構成市町の負担金総額6億2,984万2,606円となり、本町分は、下水道で1,887万6,525円、し尿で977万9,273円、合計で2,865万5,798円となり、認定済みとなっております。

議案第1号、令和7年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算第2号についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,360万7千円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ6億5,970万5千円とするものでありました。令和6年度決算の確定に伴う負担金の調整が主な内容となり、原案可決となっております。

以上で、令和7年第2回石狩川流域下水道組合議会の定例会の報告とさせていただきます。なお、議案等の関係書類は事務局に保管しておりますので、お目通しいただければと思います。

○議長（小玉博崇君） 以上で、石狩川流域下水道組合議会の報告を終わります。

続いて、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、西内陽美議員よりお願いいたします。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、令和7年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の内容についてご報告いたします。

日時は、令和7年11月28日午前11時、場所は、滝川市議会議場でございます。

審議内容と結果を申し上げます。

報告第1号、専決処分について。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更でございます。令和7年3月31日付で、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することに伴う変更でございます。これを承認いたしました。

報告第2号、定期監査報告について。宮崎監査委員から監査対象の中空知広域市町村圏組合の令和6年度執行事務について、おおむね適正に執行又は管理されているとの監査結果報告があり、これを報告済みといたしました。

報告第3号、例月現金出納検査報告について。検査の対象は、令和7年1月分から9月分までの各会計及び各基金の現金並びに歳入歳出外現金に係る出納事務及び管理状況でございます。出納事務について計数上の誤りはなく、現金及び預金の管理も適正に行われているとの検査結果報告がございまして、これを報告済みといたしました。

認定第1号、令和6年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入歳出の金額は記載のとおりでございます。歳入の主なものは、構成5市5町各市町の負担金でございます。本町の負担金は111万5千円となっております。歳入歳出差引残額93万1,360円を翌年度へ繰り越すとして、これを認定いたしました。

認定第2号、令和6年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入歳出金額は記載のとおりでございます。歳入のうち、会費収入は397万3,600円、加入者数は9,934人となっております。歳出では、共済見舞金として15件、46万円を支出してございます。歳入歳出差引残額95万2,350円を翌年度へ繰り越すとして、これを認定いたしました。

認定第3号、令和6年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入歳出金額は記載のとおりでございます。令和6年度は、小学生1人、中学生1人、高校生1人に計15万9千円を奨学金として支給してございます。歳入歳出差引残額26万1,684円を翌年度へ繰り越すとして、これを認定いたしました。

認定第4号、令和6年度中空知広域市町村圏組合員ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入歳出金額は記載のとおりでございます。歳入では、ふるさと市町村圏基金4億円の積立利子800万円を計上してございます。歳入歳出差引残額3,867万8,165円を翌年度へ繰り越すとして、これを認定いたしました。

審議内容と結果は以上でございます。なお、議案書等が規定に沿って保管してございますので、後ほどお目通しいただきたく存じます。

以上で、令和7年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

続いて、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、深瀬美奈子議員よりお願いいたします。

〔3番 深瀬美奈子君登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長からのご指示がございましたので、令和7年滝川地区広域

消防事務組合議会第4回臨時会、第2回定例会について報告させていただきます。

まず、第4回臨時会の方から報告いたします。

令和7年10月30日木曜日、午後1時半より、場所は、滝川地区広域消防事務組合消防本部3階議場にて開催されました。

報告第1号、専決処分について。令和7年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第2号。内容は、滝川消防署車庫シャッターの破損により、緊急出動及び防犯機能に支障が生じたため、財産管理費から29万4千円、滝川消防署費から135万1千円を修繕料として支出いたしました。これらの経費は、全額保険金により補填され、雑入として歳入に計上されております。この結果、歳入歳出予算について、それぞれ164万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額は29億6,091万1千円となり、承認されました。

報告第2号、専決処分について。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更するもので、承認されました。

報告第3号、専決処分については、同じく、令和7年3月31日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことにより、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手組合規約別表(2)一部事務組合及び広域連合の表を変更するもので、承認されました。

議案第1号、控訴の提起について。札幌地裁令和6年(行ウ)第1号地位確認等請求事件の判決に対し控訴を提起するもので、原告が滝川消防団員としての地位にあることを認め、被告に対し各種金員の支払いを命じたため、当組合では不服として控訴することとしたものであります。控訴の趣旨は、原判決の敗訴部分の取消し及び原告請求の棄却であり、訴訟代理人は弁護士丸山健氏、管轄は札幌高等裁判所であります。原案のとおり可決されました。

続いて、次のページ、第2回定例会の報告をいたします。

令和7年11月28日金曜日、午後1時より、同じく、滝川地区広域消防事務組合消防本部、3階議場にて開催されました。

報告第1号、例月現金出納検査報告については、指摘事項はなく、報告済みとなりました。

報告第2号、定期監査報告についても、同じく指摘事項なしで、報告済みとなりました。

議案第1号、令和7年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第3号について。滝川消防署で1名、芦別消防署2名の新規採用職員の被服代として189万6千円を支出し、補正後の歳入歳出予算総額は29億6,280万7千円とするもので、原案可決されました。

議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、法律の一部を改正する法律の施行等に伴い改正するもので、原案可決とされました。

議案第3号、滝川地区広域消防事務組合消防団条例の一部を改正する条例につきましては、滝川消防団第6分団及び第7分団の統合に伴い、滝川消防団全体の定員数を128人から110人に見直すもので、原案可決されました。

議案第4号、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について。令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を踏まえ、火災に関する警報と使用制限、

林野火災注意報及び警報の新設、火災とまぎらわしい煙を発する行為の明確化について見直し及び所要の規定を整備するもので、原案可決されました。

認定第1号、令和6年度滝川地区広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、令和6年度歳入歳出については記載のとおりとなります。歳入歳出の差引きは9,860万7,562円を翌年度に繰り越しており、翌年度繰越額の新十津川町分は1,220万3,153円となっております、認定となっております。

議案等関係書類は、事務局に保管しておりますのでご確認のほどお願いいたします。以上です。

○議長（小玉博崇君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

続いて、中空知衛生施設組合議会の報告を、加藤敏晃議員よりお願いいたします。

〔1番 加藤敏晃君登壇〕

○1番（加藤敏晃君） 議長の指示がありましたので、令和7年第2回中空知衛生施設組合議会定例会についてご報告いたします。

令和7年11月26日午前11時から、滝川市議会議場で行われました。

審議内容と結果を申し上げます。

報告第1号、専決処分について。専決事項は、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであり、専決処分年月日は、令和7年9月4日でございます。内容は、桧山管内にある江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合を脱退したことに伴う規約の変更であり、報告のとおり承認されました。

報告第2号、定期監査報告について及び報告第3号、例月現金出納検査報告については、どちらも指摘事項はなく、報告済みとなっております。

議案第1号、令和7年度中空知衛生施設組合一般会計補正予算第1号。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,344万円を減額し、総額を8億9,572万9千円に改めるものでございます。主な補正の内容を申し上げます。施設整備費に予算計上しているごみ処理施設の改修工事や、委託などの事業費が確定したことによる差金の減額でございます。また、北空知衛生センター組合の生ごみ受入れ検討のための職員給与等に要する経費として、会計年度任用職員1名分の報酬などを増額、そのうち半分の額を北空知衛生センター組合からの負担金として歳入に計上されています。これらを踏まえ、構成市町負担金の減額が全体で2,472万2千円、新十津川町負担分は244万5千円の減額でございました。審議の結果、原案のとおり可決されてございます。

認定第1号、令和6年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入決算額8億1,689万7,893円、歳出決算額7億4,902万9,028円、差引残額6,786万8,865円の黒字決算となっております。燃料費や電気代の高騰等に伴い、施設の維持管理経費の増高が見受けられましたが、ごみ処理施設では機械設備の経年劣化に対応するために計画的に改修を進めており、突発的な修繕の発生を抑え、安定的な運転管理に努めたとの説明があり、原案のとおり認定されてございます。

なお、行政報告や議案書等は、規定に沿って保管してございます。

また、議会の会議録や議決結果につきましては、中空知衛生施設組合のホームページにて確認できるようになっております。後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。以上で、令和7年第2回中空知衛生施設組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

続いて、空知教育センター組合議会の報告を、鈴木康裕議員よりお願いいたします。

〔8番 鈴木康裕君登壇〕

○8番（鈴木康裕君） 議長のご指示がございましたので、令和7年空知教育センター組合議会第2回定例会の報告をいたしたいと思っております。

日時、場所については、記載のとおり。

審議内容と結果でございます。

報告第1号、専決処分について。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、報告済みでございます。

報告第2号、定期監査報告について。監査した限り、指摘事項等は特になく、概ね適正に執行又は管理されているという報告でございました。

報告第3号、例月現金出納検査報告についても検査した限り、出納事務において概ね適正に行われているという報告でございます。

議案第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。長沼町の八柳圭氏を任命することに同意しました。

認定第1号、令和6年度空知教育センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入1,142万円、歳出1,121万円、差引21万円の剰余でございました。認定されております。

認定第2号、令和6年度空知教育センター組合研修事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入526万円、歳出515万円、差引11万円の剰余でございました。これについても認定されております。

認定第3号、令和6年度空知教育センター組合研究事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入382万円、歳出369万円、差引13万円の剰余でございます。それについても認定されております。

監査委員の決算審査報告でございます。令和6年度の決算は、適正に執行されていると認められるという報告でございます。

行政報告、参考資料、決算書等は規定に沿って保管しておりますのでご覧ください。

以上で、空知教育センター組合議会の報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

続いて、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を、杉本初美議員よりお願いいたします。

〔7番 杉本初美君登壇〕

○7番（杉本初美君） 議長のご指示がありましたので、令和7年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

日時は、令和7年11月27日木曜日、午後1時から、場所、滝川市役所10階議場で行われました。

審議内容と結果を報告いたします。

認定第1号、令和6年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。内容といたしまして、予算現額8億7,110万8千円に対して、歳入決算額8億7,536万6,536円、歳出決算額8億6,789万6,644円。差引き746万9,892円の剰余でございまして、令和7年度に繰り越されるということでございます。本町負担金は3,775万2千

円。決算審査意見書は書面のとおりでございまして、認定されております。

報告第1号、監査報告について。書面報告でございました。監査の対象は、令和6年度執行事務。監査の期間、令和7年10月20日から令和7年10月31日までの現金の出納保管状況。監査の結果、収入、支出、現金の出納、契約等の財務に関する事務は、関係法令等に基づき適正に執行されており、各諸帳簿等関係書類も適正であると認められたということで、報告済みになっております。

報告第2号、例月現金出納検査報告についてです。これも書面報告になっておりましたが、検査の対象、令和7年1月分から3月分、令和7年4月分から6月分、令和7年7月分から9月分の現金の出納管理状況でございました。検査の期日、令和7年5月16日、令和7年8月21日、令和7年11月17日、計4回行われております。

現金出納検査表に基づき、預金残高証明書を照合した結果、計数上の誤りは認められなかったということで、報告済みになっております。なお、広域連合債の本町における未償還額は999万4,758円になっております

以上で、令和7年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会報告とさせていただきます。なお、議案と関係書類は事務局に保管しておりますので、ご覧ください。終わります。

○議長（小玉博崇君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、7番の議員研修報告を行います。

三師優美議員より報告をお願いいたします。

〔4番 三師優美君登壇〕

○4番（三師優美君） 議長の指示がございましたので、ただいまより令和7年10月14日、15日に実施いたしました議員会主催管外視察研修についてご報告申し上げます。

研修の概要と目的につきまして、今回の研修は、持続可能な移動支援のあり方と、住民参画によるまちづくりの手法を学ぶことを目的とし、北海道中頓別町と初山別村を訪問いたしました。

特に、まちづくりについては、本年7月23日に開催されました中空知ふるさと市町村圏議員交流会におきまして、studio-L代表の山崎亮氏による「人がつながるしくみをつくるコミュニティデザイン」と題したご講演を拝聴しております。

その際、山崎氏から沼田町や中頓別町の具体的な事例を伺ったことが、本研修の重要な背景となっております。

そのため、今回の視察では、先行して学んだコミュニティデザインの理論や、中頓別町の事例を現地で実際に活動されている当事者の方から直接確認し、理解を深めるという極めて意義深い機会となりました。

今回、こちらの報告書につきましては、研修項目ごとに内容を分担し、大島議員、加藤議員、深瀬議員の3名から詳細な報告を受け、それを私が集約、総括する形で作成いたしました。

本視察研修では、過疎、高齢化が進む地域における重要な課題である生活の足、そして、共創のまちづくりの二つに焦点を当てました。

一つ目、地域公共交通と移動支援について。

まず、中頓別町のなかとんべつライドシェアからは、ボランティアによる自家用車での無償運送という法規制外の枠組みで、新たな移動ニーズを掘り起こしている点。しかし、高齢者対応のための職員による電話受付、代理配送が約8割を占め、デジタルデバイスへの対応コストが大きな課題であるという実情を学びました。

次に、初山別村のしょさまる号は、社会福祉協議会が受託し、片道100円という低廉な料金で、生活保障としての役割を担っているという点で、福祉と交通が一体化したモデルとして参考になりました。

一方で、利用目的の解釈が広がりすぎたことで、本来の交通弱者支援としての意味合いが薄れてしまったことや、低料金がゆえに福祉有償運送や介護サービスへ移行すべき利用者が使い続けるというような制度間の課題も明確となりました。

これらの事例から、地域公共交通は単なる移動手段ではなく、住民の健康維持や孤立防止を支える生活支援の基盤として位置づける必要性を強く認識いたしました。

二つ目といたしまして、コミュニティデザインによるまちづくりについてです。

中頓別町のコミュニティデザインを活用した総合計画策定について詳しく学びました。

中頓別町は、外部の専門家であるstudio-Lの助言を得ながら3年をかけて住民の声を徹底的に吸い上げ、七つのアトラクションという町民主体の具体的な活動として計画を実らせています。

これは、行政主導のトップダウンではなく、ボトムアップで策定された計画が実行段階真の力を発揮する確かな証左であり、住民参画の重要性を改めて確認いたしました。

特に、地域おこし協力隊をコーディネーターとして活用し、旧松田商店という施設を無料で使える活動拠点として設けることで、多様な活動や世代間交流を促す「人が人を呼ぶ」好循環を生み出している点は、本町でも大いに参考とすべきだと認識いたしました。

これらの学びを総括し、今後の新十津川町の議員活動に生かすべき提言を三つ掲げさせていただきます。

一つ目、福祉交通一体型の移動の仕組みの検討。高齢者の移動困難の実情を深く把握し、福祉と交通を結びつけた柔軟な政策を検討する必要があります。中頓別町のライドシェアや初山別村の低廉な運行体制を参考に、高齢者の制度の谷間にあるニーズを満たすとともに、子どもの送迎支援や地域生活の活性化にも寄与する多角的な仕組みを官民連携で検討すべきだと考えます。

二つ目、コミュニティデザイン手法の段階的導入による共創の推進。中頓別町が実践したように、総合計画策定プロセスや重要な施策の検討にコミュニティデザインの手法を取り入れることを提案いたします。行政主導だけでなく住民が自らアイデアを出し行動するという共創の文化を根づかせることが持続可能なまちづくりには不可欠です。また、住民が無料で使えるような活動拠点の創設についても積極的に検討すべきだと感じました。

そして三つ目、活動の継続性を担保する体制強化。住民活動の持続性を確保するため、伴走支援の体制を強化すべきだと考えます。特に中頓別町の課題にもあったとおり、活動の潤滑油となるコーディネーター役の確保が重要です。地域おこし協力隊の活用に加え、役場職員が異動後も活動に関わり続けられるような仕組みづくりを構築し、住民活動の継続を支援していく必要があると感じました。

今回の視察研修を通じて得られた知見は、本町が直面する課題解決に直結するものでも

あります。これらの提案、提案提言が具体的な政策として実現するよう、今後、議会及び議員活動に邁進してまいります。

詳しい研修内容につきましては、4ページ以降、別紙（4）受講の効果についてまとめてございますので、後ほどお目通しをくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議員研修の報告を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小玉博崇君） 議員研修報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎委員会への付託の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

請願の委員会付託について、私から報告いたします。

本日までに受領した請願につきましては、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告いたします。

ここで、11時まで休憩といたします。

（午前10時50分）

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

#### ◎行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和7年第3回町議会定例会以降における行政報告を申し上げます。

まず初めに、総務課関係から申し上げます。

叙勲。

11月3日、長年にわたり地方自治の振興に貢献されましたご功績により、元町議会議長の長谷川秀樹様が秋の叙勲、旭日双光章を受賞されました。

次に、下段、表彰でございます。

12月1日、民生委員児童委員として、長年にわたり地域福祉の推進にご尽力されました9人の方々に対し、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

次に、デジタル化の推進です。

町内のデジタル化推進を図るため、スマートフォンを持っていない方や、持っているが操作に不安がある方を対象に、9月26日と10月30日に役場庁舎でスマホ教室を開催いたしました。延べ7人が参加し、スマートフォンの使い方や活用法を学んだところでございます。

次に、防災研修の実施。

9月26日に陽だまりの郷、10月1日に農業高校、11月11日に花月区自主防災会が防災研修を開催し、総勢169人が参加しています。

また、10月26日に総合健康福祉センター多目的ホールで、河川の氾濫が起きそうな時に余裕をもって逃げるための避難行動計画を作成するマイ・タイムライン研修会を開催し、自主防災会及び地域防災マスター連絡会議の方々77人が参加したところです。

次に、町の魅力発信。

10月1日から10月31日まで定住促進SNS広告を実施いたしました。東京都、札幌市、旭川市等へInstagram、Facebookで配信し、約12万9,000回の閲覧がありました。

10月6日から10月19日まで札幌駅地下の地下鉄南北線改札出口横でアイドルグループ「タイトル未定」の山下彩耶氏を起用した高さ2メートル、幅8メートルの巨大広告を掲出しました。広告には当せん地展望台、キャンプフィールド、かぜのびのPRのほか、アンケート回答者の中から抽選で新米をプレゼントする企画を実施し、168人の回答がありました。SNS配信では10万回以上の閲覧があったところでございます。

次に、住民課関係についてご報告申し上げます。4ページをお開きください。

保険医療でございます。

11月30日現在の国民健康保険の加入世帯数は801戸、被保険者数は1,279人で前年同期と比べ世帯数は1戸減少し、被保険者数は同数で、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,526人で前年同期と比べ17人の増加となりました。

また、11月30日現在の福祉医療数は、子ども医療が788人、ひとり親家庭等医療が175人、重度心身障害者医療が158人でした。

次に、環境イベント。

ゼロカーボン及び脱炭素社会の実現に向け、町民の環境保全に対する意識の向上や行動変容に繋がる取組みとして、11月22日、みらいえ及びゆめりあで環境啓発実行委員会主催の「エシカルミーツ新十津川」が開催され、1,300人の来場者がありました。

気象予報士による講演会や町内有機農業の取組の紹介、再生可能エネルギー工作体験など町内外から21のブースが出展し環境啓発に取り組みました。

次、5ページの下段でございます。

町税等。

町税等の11月30日現在の収納状況は、現年度分町税5税合計の収納率は76.23パーセントで前年同期と比べ1.59ポイント、金額にして1億2,603万4,036円の増加となっております。滞納繰越分につきましては13.99パーセントで前年同期と比べ5.94ポイント、金額にして11万2,190円の増加となっております。

内訳としましては、主な税目の現年度分収納率は、個人住民税が66.24パーセントで前年同期と比べ10.08ポイント、金額にして1億2,101万8,135円の増加、これは、昨年度の農業所得が高かったことによるものでございます。固定資産税は86.35パーセントで前年同期と比べ0.5ポイント、金額にして204万5,700円の増加、軽自動車税種別割は99.62パーセントで前年同期と比べ0.02ポイント、金額にして21万9,691円の増加、軽自動車税環境性能割は100パーセントで前年同期と比べ同ポイントとなっております。

国民健康保険税は52.91パーセントで前年同期と比べ4.49ポイントの減少、金額にして2,647万1,600円の増加となっております。これも、農業所得が高かったことによるものでございます。

後期高齢者医療保険料は61.36パーセントで前年同期と比べ0.60ポイントの減少、金額

にして826万6,400円の増加となっております。

次に、保健福祉課関係についてご報告申し上げます。7ページ。

保育園。

11月30日現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児4人、1歳児12人、2歳児17人、3歳児23人、4歳児27人、5歳児26人の計109人でした。

9月1日から11月30日までの間において、一時保育の利用はありませんでした。なお、延長保育は9人の利用、広域入所は1人の利用がありました。

11月13日にJAピンネブランド米生産組合から新十津川保育園へ、新米60キロの寄贈がありました。

次に、放課後児童クラブです。

9月1日から11月30日までににおける放課後児童クラブの利用状況は、開館日数が72日、延べ利用者数は1,804人で前年同期と比べ156人の増加、1日平均利用者数は25.1人で前年同期と比べ2.5人の増加となりました。11月30日現在の登録児童数は65人となっております。

10月20日にドローン体験会を開催し、43人の参加がありました。

次に、9ページです。

高齢者除雪事業です。

11月30日現在、除雪困難世帯生活通路等除雪支援事業の登録世帯数は37世帯、高齢者世帯等除雪費助成事業の利用申請は116世帯となっております。

次に、介護保険関係でございます。

11月30日現在の介護認定者数は475人となっております。内訳は、要支援1が73人、要支援2が85人、要介護1が119人、要介護2が76人、要介護3が72人、要介護4が29人、要介護5が21人となっております。

続いて、11ページをお開きください。

母子保健関係でございます。

8月から10月までの産後ケア事業の利用実績は、訪問型6件、陣痛タクシーの利用実績は1件でした。

9月1日から11月30日までの間において、8回の乳幼児健診及び相談を実施し、1歳8か月から9か月と3歳1か月から2か月の幼児健康診査は14人が受診し、3か月から2歳6か月の乳幼児健康相談は23人が相談を受けました。

また、9月9日、11日及び11月11日、13日に実施した幼児フッ素塗布には40人が参加し、9月11日及び11月13日に実施した妊婦歯科健診では1人が受診しました。

児童相談所による巡回児童相談は、9月1日から11月30日までの間で2人が受けたところでございます。

次に、食育推進事業です。

9月3日に新十津川小学校において、食生活改善推進員協議会と共同で、「野菜のことをもっと知ろう 野菜をたくさん食べよう」をテーマに、4年生58人に対して学童栄養教室を開催したところでございます。

続いて、12ページ。

産業振興課関係についてご報告申し上げます。

まず、スマート農業でございます。

スマート農業の視察受入れでは、佐賀県江北町議会から6人が来町されました。農業教育では、11月5日には新十津川小学校5年生を対象にスマート農業についての授業を行い、スマート農業機械の実演や体験を通じて、農業の大変さや魅力を伝えたところです。

スマート農業機械の購入を支援するスマート農業普及推進支援事業では、11月30日現在、自動操舵システム40件、自動運転機械1件の申請があり、交付額は1,434万6千円となっております。

次に、13ページ。

米の出荷状況でございます。

米の出荷状況につきましては、10月16日最終でございますが、JAピンネへの全体の出荷数量は24万5,018俵で、出荷契約数量に対し102.6パーセントとなっております。令和7年産の本町の高品質米比率は29.9パーセントとなりました。

次に、15ページをお開きください。

有機農業の普及促進でございます。

町の有機農業の普及促進を図る取組として、11月29日にゆめりあ多目的ホールにおいて、有機農業をテーマにした映画の上映会及び講演会を開催し、延べ134人が来場されました。

有害鳥獣駆除対策事業です。

有害鳥獣駆除対策事業における11月30日現在の駆除実績につきましては、エゾシカが522頭で、内訳は銃による駆除が276頭、くくり罠による駆除が246頭となっております。アライグマにつきましては246頭でございました。

本町の地域おこし協力隊によるエゾシカ駆除は219頭となりました。

次に、ヒグマ対策です。

11月30日現在、ヒグマの目撃状況は4件となっております。捕獲実績につきましては、12頭となっております。

次に、プレミアムポイント販売です。

ポイントカード会が実施する、現金5,000円でとくとっぷポイント1万円分を取得できるプレミアムポイント販売を支援いたしました。10月20日から10月22日までと、10月26日から10月28日までの期間で3,849万ポイントを販売し、事業全体では、対象者5,349人に対し、56.2パーセントにあたる3,006人に9,157万ポイントを販売し、11月30日までに91.6パーセントにあたる8,392万3,104ポイントが利用されました。なお、ポイントの利用期限は、12月26日までとなっております。

次に、観光イベントです。

10月5日に北中央公園で観光協会主催の第26回しんとつかわ味覚まつりが開催され、5,000人の来場者となりました。

今年も昨年同様に、交流都市提携を締結する奈良県五條市に参加いただき、全国一の生産量を誇る刀根早生柿を販売いたしました。

次に、17ページ。

観光施設でございます。

10月末で一部の観光施設が本年度の営業を終了いたしました。各施設の利用実績は、しんとつかわキャンプフィールドが5,124人で前年同期と比べ12.1パーセントの減少、吉野

公園キャンプ場が490件で前年同期と比べ10.9パーセントの減少、新十津川物語記念館が601人で前年同期と比べ14.5パーセントの減少となりました。

減少の理由といたしましては、天候の不良によるキャンセルが多かったことによるものということでございます。

続いて、18ページでございます。

建設課関係についてご報告申し上げます。

冬期除排雪。

町道除排雪業務は10月1日から委託をしており、本年の除排雪対象路線は252路線で186キロメートル、うち道路の排雪は137路線で37キロメートル、歩道の除雪は13路線で13キロメートルとなっております。

今冬の初雪は11月8日に観測されたものの、その後まとまった降雪がなく、除雪出動基準を上回らない状況が続きましたが、29日に今冬初めて市街地を除く区域で除雪車が出動いたしました。昨年よりも1日早い出動となっております。

なお、12月10日現在の降雪量につきましては113センチメートル、積雪深につきましては35センチメートルとなっております。

続いて、除雪連絡協議会です。

これからのより良い克雪のあり方を地域の皆さんとともに話し合い、除排雪の充実を図るため、令和6年度から1年間の準備会での協議を経て、10月29日に除雪連絡協議会が設立いたしました。今シーズンは「除雪マナーの向上」をテーマに、啓発活動を重点的に取り組むこととなっております。

また、堆雪場所、遊休町有地や民有地における堆雪場所の確保がさまざまな課題解決に結びつくかどうか、青葉区をモデル地区として検証を進めていくこととなっております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程7、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年第3回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

最初に、教育委員会関係であります。9月定例会以降3回の定例教育委員会を開催しております。

9月26日の議案第15号の新十津川町立新十津川中学校の特別支援学級の廃止についてですが、9月17日に病弱・身体虚弱学級に在籍しておりました生徒が転校し、在籍生徒がいなくなりましたので、同学級を廃止することについて議決をいただきました。

10月28日の報告第36号の令和7年度滝川市学校適応指導教室利用状況前期分についてですが、4月から9月までの6か月で、小学校は2人が登録し、延べ25人が利用いたしました。中学校は1人が登録しておりましたが、前期の利用はありませんでした。

11月26日の議案第18号の新十津川町長賞の授与についてであります。新十津川中学校

吹奏楽部が11月9日に東京都で開催された第31回日本管楽合奏コンテスト全国大会におきまして、最優秀賞に選ばれましたので、新十津川町長賞授与要綱に基づき、町長賞授与について、町長に上申することについて審議し、議決をいただきました。

続きまして、視察研修ですが、10月31日に教育振興会におきまして、安平町立義務教育学校の早来学園を視察いたしました。

次に、小中学校関係ですが、12月1日現在で、先ほど申し上げましたが、中学校の特別支援学級が3学級から1学級減となり2学級となっております。

次に、小中学校とも10月2日に前期終業式を行い、3日から5日までを開校記念日及び秋休みとし、6日から後期を始業しております。

2ページをお開きいただき、各種感染症まん延に係る臨時休業についてですが、インフルエンザ感染により、11月17日から12月4日までの間におきまして、記載のとおり、小学校は2年生2クラス、4年生2クラス、5年生1クラス、中学校は1年生2クラスを閉鎖し、感染拡大防止措置を取りました。

小学校関係ですが、幼保小連携事業として、来年入学予定の年長児を対象に「小1プログラム」の解消を目的に、初めての試みとして、9月11日には新十津川保育園年長児が、17日には新十津川幼稚園年長児が小学校に来校し、校舎内を廻る小学校探検と低学年児童との交流を体育館で行いました。

10月18日には、学芸会一般公開を行い、テーマ「全力を尽くし、感動、思い出、世界」を目指して、練習の成果を来場者に披露いたしました。

11月25日には、野村証券の社員を講師に招き、5年生が、金融に関する学習を初めて行いました。

中学校ですが、中学校と高校連携事業として、今年度からの取組として、9月24日に2年生が町内にある高校がどのような学習をしているか知るため、新十津川農業高校を訪問し5つのグループに分かれて、お米の加工や酒米粉を使ったクッキーづくり、草花の鉢上げなどを高校生から教わる授業体験を行いました。

また、10月21日には福祉体験として、3年生が高齢者との交流授業を行いました。生徒が社会福祉法人明和会が運営する陽だまりの郷とハーブガーデンに訪問するのではなく、両施設に入居している高齢者30人が、日頃来る機会のない中学校に来校され、昔の時代の遊びを教えていただき、また、一緒に歌を歌うなどして、高齢者と生徒がお互いに相手を思いやる学習となりました。

次に、コンクール、コンテスト等ですが、小学生では、令和7年度税に関する絵はがきコンクールで5年佐藤翔さんが特別賞を、中学生では第44回全国中学生人権作文コンテスト滝川地区大会で3年生の吉原澄海さんが、札幌法務局滝川署局長賞を受賞し、札幌地方大会に進み、奨励賞を受賞いたしました。

また、記載はしておりませんが、新十津川小学校に対し、税に関する絵はがきコンクールに多数の応募をしていただいたということで、11月11日に滝川地方法人会女性部会長から感謝状が贈呈されました。また、租税教育の推進に尽力していると高く評価され、11月14日には、札幌国税局長からも感謝状をいただきました。

4ページをお開きいただき、11月13日に小学校におきまして、教育振興会の公開研究会が行われ、町内の小、中学校、雨竜町の小、中学校教員による授業参観と、北海道教育大

教職大学院中澤美明特任教授の講演を受講し、資質の向上を図りました。

農業高校関係ですが、5ページを見ていただきまして、3年生の進路状況ですが、24人全員が内定、合格しております。内訳として、進学が6人、就職が18人で、そのうち4人が町内に内定しており、就職先につきましては、空知中央病院、遠藤組、北海道クボタ、明和会となっております。

学校給食センター関係で、9月の21日から11月の25日までの間で、生きた野菜の会から玉葱60キログラム、JAピンネブランド米生産組合からゆめぴりか、ふっくりんこ、計240キログラム、JAピンネ玉葱生産部会から玉葱100キログラム、水土里ネット新十津川からななつぼし90キログラムの寄贈を受けました。食材費高騰の折、有難いご寄附であります。

6ページをお開きいただき、11月14日にゆめりあで、青少年健全育成講演会兼PTA連合会研究大会を開催し、「誰も教えてくれないインターネット・SNSの仕組みと現状について」、湧別町の株式会社イワイ代表取締役でホワイトハッカーのイワイ孝浩さんの講演を保護者など53人が受講いたしました。

7ページに移りまして、獅子神楽保存会ですが、昭和40年の発足以来設立60周年の節目を迎え、10月23日から25日まで、会員17人が母村十津川村を訪問し、24日には、玉置神社例大祭で6曲の踊りを奉納いたしました。

ふるさと公園屋外の体育施設は、9月29日に温水プールが営業終了し、5,536人が利用され、11月3日には、その他の施設が営業終了いたしました。利用者数はサンウッドパークゴルフ場7,734人、ピンネスタジアム5,456人、野球場2,841人、ピンネテニスコート517人、サッカーコート2,045人となり、温水プールを含めた利用総数は2万4,129人で、前年対比144人の増となりました。

そっち岳スキー場ですが、12月6日にスキー連盟主催の安全祈願祭が行われました。なお、積雪不足により、11日のオープンを延期いたします。

8ページをお開きいただき、アートの森彫刻体験交流促進施設かぜのびですが、10月31日に閉館し、アトリエ・ギャラリーとしてご尽力されましたデザイナーで彫刻家の五十嵐威暢様を偲び、来訪者が増え、1,836人の入館者となりました。

また、同日開拓記念館も閉館し、1,052人の入館がありました。

芸術、文化の秋の催しとして、町民文化祭展示部門が10月17日から19日まで、みらいえで開催し、19日には、芸能部門の発表がゆめりあで開催されました。さらに、25日には町民音楽祭がゆめりあで開催され、3行事で出演、出展者は38団体、382人であり、入場者は950人となりました。

11ページをお開きいただき、スポーツ大会、文化発表等でございますが、10月5日にスポーツ協会主催の第8回ウォーキングの集いとラジオ体操講習会を兼ねて行われました。今年は石狩川堤防を一般コースの3.5キロメートルと、車椅子の方も参加できる1キロの思いやりコースの二つのコースを設け、112人が参加いたしました。

11月23日に母村十津川剣道クラブ剣士12人が、平成25年2月の中学校武道場落成記念交流試合以来12年ぶりに来町され、新十津川尚武会員と剣を交えて交流いたしました。

12ページをお開きいただき、図書館関係ですが、9月の28日に古本リサイクル市を開催し、333人が来場され、興味のある3,854冊を持ち返る盛況ぶりでありました。

以上申し上げ、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

◎報告第8号の内容の報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第8、報告第8号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第8号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

3ページをお開きください。

専決第2号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和7年11月21日でございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、文京西4線外舗装改修工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和7年6月9日議案番号第32号。

3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額1億1,880万円。

（2）変更後の額1億1,972万4千円。

（3）増減額92万4千円の増であります。

（4）変更の理由につきましては、概数としていた歩道舗装補修面積、歩車道境界縁石の取替延長及び産業廃棄物の運搬処理量の確定による請負額の変更のためでございます。

以上、内容の説明といたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第9号の内容の報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第9、報告第9号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、7ページをお開きください。

専決第3号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和7年11月28日でございます。

内容の説明を申し上げます。

- 1、契約の目的、菊水団地内道路改築工事。
- 2、議決年月日及び議案番号、令和7年4月30日議案番号第21号。
- 3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額7,007万円。  
（2）変更後の額7,175万3千円。  
（3）増減額168万3千円の増であります。

（4）変更の理由につきましては、概数としていた民地境界縁石の高さ調整延長及び産業廃棄物の運搬処理量の確定による請負額の変更のためでございます。

以上、内容の説明といたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第10号の内容の報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第10、報告第10号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

11ページをお開きください。

専決第4号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条

第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和7年11月28日でございます。

内容の説明を申し上げます。

1、契約の目的、橋本1条通り外整備事業橋本1条通り外道路改築工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和7年6月9日議案番号第33号。

3、契約金額の変更内容、(1)変更前の額7,722万円。

(2)変更後の額7,740万7千円。

(3)増減額18万7千円の増であります。

(4)変更の理由につきましては、概数としていた産業廃棄物の運搬処理量の確定による請負額の変更のためでございます。

以上、内容の説明といたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第48号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第48号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第48号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について。

新十津川町冬期生活支援事業に関する条例を次のように定める。

15ページをお開きください。

提案理由でございます。

高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 窪田謙治君登壇〕

○保健福祉課長（窪田謙治君） 議長のご指示がございましたので、ただ今上程いただきました議案48号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について、内容の説明

を申し上げます。

新十津川町冬期生活支援事業に関する条例。

第1条は、条例の目的を規定しております。本条例は、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯に対しまして、冬期間の暖房費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減することを目的とするものでございます。

第2条は、定義規定で、この条例の適用となる世帯について定義をしているものでございます。

第1号の高齢者世帯につきましては、昭和36年3月31日以前に生まれた者のみで構成される世帯であって、当該世帯に属する者に係る次のアとイに規定している金額を合計いたしまして、それを当該世帯に属する者の人数で除して得た額が、80万9千円以下である世帯としています。

次に掲げる金額の合計額とは、アの令和6年中の公的年金等の収入金額と、イの令和6年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額としております。

第2号の障害者世帯につきましては、次のいずれかに該当する者が属する世帯としまして、アとして、身体障害者手帳を受けた者でその障害の程度が1級又は2級に該当するもの。

イとして、療育手帳の交付を受けた者であって、その判定がAであるもの。

ウとして、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が障害等級の1級に該当するもの。

エとして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別障害者である者。

第3号のひとり親世帯につきましては、児童扶養手当の支給を受けている者のうち、その全部の支給を受けている者が属する世帯としております。

14ページをお開きください。

第3条は、支援事業の対象者を規定しております。対象者は、次の第1号から第6号のいずれにも該当する世帯の世帯主としまして、複数の世帯が住居及び生計を同じくしているときは、一つの世帯とみなすこととしております。

この対象世帯の要件としましては、第1号としまして、12月1日から引き続き本町の住民基本台帳に記録されている世帯。

第2号としまして、第2条において定義しております高齢者世帯、障害者世帯又はひとり親世帯のいずれかに該当する世帯。

第3号としまして、町内において現に居住している世帯としております。よって、本町の住民基本台帳に記載されていても、世帯員全員が社会福祉施設等に入所して、現在居住していない場合などについては、対象から除外することとしております。

第4号としまして、生活保護を受けていない世帯。

第5号としまして、すべての世帯員が、市町村民税非課税の世帯。

第6号としまして、すべての世帯員が、町の公租公課を滞納していない世帯としております。

これらのいずれにも該当する世帯の世帯主が、支援事業の対象者となります。

第4条につきましては、助成の申請方法について。

第5条は、助成の決定について規定したものでございます。

第6条は、助成の方法を規定しておりまして、1万2千円相当の規則で定めるものを交付することにより行います。なお、規則で定めるものとは、しんとつかわポイントカード会が発行するポイントとしております。

第7条は、対象者が非該当となった場合の届出について規定しております。

第8条は、返還等について規定しておりまして、第1号及び第2号のいずれかに該当したときは、返還を命じることができるものとするものです。

続いて、附則についてです。

15ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日の規定で、公布の日から施行すると定めております。

附則第2項は、有効期限を定めておりまして、令和8年3月31日限りでその効力を失うこととしております。

今年度限りとした理由につきましては、本条例は、原油価格の高騰により、灯油販売価格等が高止まりの状況にあり、低所得者等の冬期生活に多大な影響があると見込まれることから、経済的負担の軽減を図るために制定するものでございますので、次年度以降につきましては、その年度における、暖房費用の増高状況、社会情勢を見た上で判断をしていきたいことから、単年度事業とさせていただきます。

なお、本事業による対象世帯ですが、高齢者世帯120世帯、障害者世帯40世帯、ひとり親世帯20世帯で、合計180世帯と見込んでおります。

以上、議案第48号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第48号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時52分)

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

---

◎議案第49号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第49号、新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第49号、新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

24ページをお開きください。

提案理由でございます・

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 窪田謙治君登壇〕

○保健福祉課長（窪田謙治君） 議長のご指示がございましたので、ただいま上程いただきました議案第49号、新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

この条例は、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設されたことから、児童福祉法において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、内閣府令で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い定めるものでございます。

新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条は、条例の趣旨について規定しております。

第2条は、定義規定で、この条例の用語について定めているものでございます。

第3条から第5条につきましては、乳児等通園支援事業所及び同支援事業者の最低基準の目的、向上等について規定しております。

18ページをお開きください。

第6条及び第7条は、乳児等通園支援事業者の一般原則と非常災害に必要な設備や訓練等について規定しております。

第8条は、安全計画の策定、周知、見直し等について規定しております。

19ページをお開きください。

第9条は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認について規定しております。

第10条及び第11条は、乳児等通園支援事業所の一般的要件、知識及び技能の向上、そのための研修機会の確保について規定しております。

第12条は、乳児等通園支援事業所が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定しております。

第13条は、乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条や利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないと規定しております。

第14条は、乳児等通園支援事業所の職員の虐待等の禁止を規定しております。

第15条は、乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、飲用水につ

いて衛生的な管理に努めるとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を定期的実施し、必要な医薬品を備えることを規定しております。

20ページをお開きください。

第16条は、食事の提供を行う場合において、調理機能を有する設備を備えなければならないことを規定しております。

第17条は、乳児等通園支援事業所の内部規定について定めております。

第18条は、乳児等通園支援事業所に整備しておかなければならない帳簿について規定しております。

第19条は、乳児等通園支援事業所の職員及び事業者は、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密の保持等をしなければならないことについて規定しております。

第20条は、乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、町からの指導又は助言を受けた場合は、必要な措置を行わなければならないことを規定しております。

第21条は、乳児等通園支援事業は、一般型及び余裕活用型の2つの型があり、余裕活用型とは、保育所、認定こども園などの事業所において、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業であることを規定しております。

21ページをお開きください。

第22条は、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準について規定しております。

23ページをお開きください。

第23条は、一般型乳児等通園支援事業所の保育士等職員について規定しております。

第24条は、設備及び職員の基準の特例について規定しております。

第25条は、乳児等通園支援は、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないことを規定しております。

24ページをお開きください。

第26条は、一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないことを規定しております。

第27条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について規定しております。

第28条は、第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用することを規定しております。

第29条は、乳児等通園支援事業者及び事業所の職員は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることを規定しております。

続いて、附則についてです。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第49号、新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第49号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第50号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第50号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第50号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 窪田謙治君登壇〕

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいま上程いただきました議案第50号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の改正に伴い、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等が改正されたことから、自治体が条例を定めるにあたり、法律上従うべき基準とされているため、自治体で基準を定める条例も内閣府令と同様の改正を行う必要があることから所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条関係の新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第25条は、虐待等の禁止について規定しているもので、児童福祉法第33条の10に、新たに第2項及び第3項が設けられたため、第33条の10第1項各号に改めるものです。

また、職員が幼保連携型認定こども園及び幼稚園である特定教育・保育施設の職員である場合、認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為が追加されたものです。

第2条関係の新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第13条及び第3条関係の新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の第12条についても虐待等の禁止について規定しているもので、第1条関係と同様に、第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

議案をご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、議案第50号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第51号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第51号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第51号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 窪田謙治君登壇〕

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいま上程いただきました議案第51号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期的健康診断、又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされたものでございます。

なお、本町には現在、該当する家庭的保育事業者等はありません。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表3ページをご覧ください。

第18条第2項につきましては、利用乳幼児の健康診断について規定したもので、市町村が実施する乳幼児健康診査の内容が、家庭的保育事業者等の利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしたもので、この場合において、家庭的保育事業者等は、乳幼児健康診査の結果を把握しなければならないことが追加されたものです。

議案をご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、議案第51号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第52号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第52号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第52号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について。

新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

令和7年10月28日開催の第27回新十津川町農業委員会総会の決定に基づき、新十津川町農業委員会の委員の定数を減少するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表5ページを併せてご覧ください。

第2条中、17人とあるのを16人に改め、合わせて文言の修正で、以内を削るものでございます。

農業委員会では、令和8年7月の現委員の任期満了に向けて定数検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。

結果として、農家人口の減少により、地域における農業委員被推薦者の候補者不足、既に高い農地の集積率等を考慮し、定員を1人減とすることについて総会で決定し、農業委員会会長から長に報告があったところでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するとし、第2項では、この条例の施行の際、現に在任する農業委員会の委員の定数は、なお従前の例によるものと規定するものでございます。

以上、提案理由及び内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第53号の上程、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第53号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第53号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正について。

新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新十津川町地域公共交通の運行を担う町内事業者が運賃改定を実施することに伴い、同一区間を運行するスクールバス混乗便についても、これに合わせ運賃を改定するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 久保田篤司君登壇]

○総務課長（久保田篤司君） ただいま上程いただきました議案第53号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和4年4月に現行の地域公共交通に再編した際に、効率的な運行を進めるため、スクールバスに一般の方も利用できる混乗運行を開始してございます。その際に運賃につきましては、町内事業者が運行する乗合ワゴンの運賃と同様となるように設定しております。

このたび町内の同一区間を運行する町内運行事業者が、令和8年4月から運賃を改定することとなったため、これに合わせ運賃を同一とするため運賃の改正を行いたいとするものでございます。

なお、本改正内容につきましては、先の11月20日に開催しました新十津川町地域公共交通活性化協議会にて承認いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

はじめに新旧対照表7ページをご覧ください。

第6条関係は、第2項で使用料を別表で定めております。

普通乗車券1回当たりの小学生以下を50円から60円に、中学生以上を100円から120円に改め、定期乗車券1月当たりの中学生以上を3,600円から4,320円に改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、31ページになります。

附則でございます。

第1項は、施行期日で、令和8年4月1日から施行することを規定し、第2項は、経過措置で、この条例の施行日前に、この条例による改正前の別表の規定により、購入した定期乗車券は、改正後の別表の規定により購入した定期乗車券とみなすことを規定するものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第53号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第54号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第17、議案第54号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第54号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

使用料の上限額を見直し、維持管理及び運営に係る経費に応じた柔軟な料金設定を可能にすることにより、施設の適正な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては産業振興課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 鎌田章宏君登壇〕

○産業振興課長（鎌田章宏君） 議長よりご指示をいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第54号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表の9ページも併せてご覧ください。

本条例の施設は、宿泊施設でありますサンヒルズ・サライを示しております。

今回の改正は、サンヒルズ・サライの宿泊室の使用料の上限額を改定するものでございます。

サンヒルズ・サライの使用料は、条例第10条第2項で、指定管理者が使用者から徴収する料金を決める際の上限額として規定をしております。

近年の物価上昇による運営経費の増加と宿泊需要動向を踏まえ、前回は令和5年4月に上限額の改定を行っておりますが、その後のコロナ禍収束とインバウンド需要の回復に伴い、時期により宿泊需要が高まる局面が見受けられます。現行の上限額では他の施設の料金動向に追随できず、低廉な料金設定を強いられる事態が生じる可能性があるため、指定管理者からも意見をいただいていることを踏まえ、上限額を引き上げる改定を行うものでございます。

新旧対照表の9ページをご覧ください。

別表のとおり、宿泊室の上限額について、現行の小学生以下の1人1泊、食事なし、つまり素泊まり料金の上限額を税込み6,600円から、改正案では、税込み20,000円、中学生以上についても同様に、9,900円から30,000円といたします。

改正の基準としましては、近郊の類似施設であるホテル22件における1人1泊、食事なしの宿泊料金の平均額、平日12,283円、休前日等の繁忙期17,624円を参考に設定をしております。札幌近郊や富良野エリアなどインバウンド需要が大きい地域の施設が平均値を押し上げている傾向にあるかとは思いますが、これらを除いても、サライの現行の料金は安価であると判断されます。

なお、余裕のある上限額設定が望ましいことから、現行の上限額の3倍程度を目安としております。

議案にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、経過措置として、この条例の公布の日から令和8年3月31日までに受付をする4月1日以降の予約については、新たな使用料の上限額の範囲内で料金設定できるといたします。

参考までに、今回の条例改正により使用料上限額が上がることとなりますが、あくまで指定管理者側の料金設定に幅を持たせるもので、令和8年4月1日以後の料金設定については、現段階では500円から5,500円程度の値上げ案を検討されているとお聞きをしております。

以上、議案第54号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第54号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第55号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第18、議案第55号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第55号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

使用料の上限額を見直し、維持管理及び運営に係る経費に応じた柔軟な料金設定を可能にすることにより、施設の適正な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては産業振興課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 鎌田章宏君登壇〕

○産業振興課長（鎌田章宏君） 議長よりご指示をいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第55号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表の11ページも併せてご覧ください。

本条例の施設は、サンヒルズ・サライの奥にありますコテージで、一番奥のライティングハウス1棟と、その手前のアトリエハウス及びクラフトハウス、通称ヴィラトップ4棟を示しております。

今回の改正は、サンヒルズ・サライと同様に、指定管理者が使用者から徴収する料金を決定する際の上限額を引き上げ、多様な宿泊需要に対応できるような柔軟な料金設定を可能とするものでございます。

新旧対照表11ページをご覧ください。

別表のとおり、1棟貸しの定員12名のライティングハウスは、1泊当たり、現行の税込み66,000円から税込み100,000円へ、日帰り使用料は、従前同様に上限額を宿泊料金の50パーセントに合わせ、現行の税込み33,000円から税込み50,000円に改定をいたします。定員8名のアトリエハウス・クラフトハウス、通称ヴィラトップ4棟についても同様に、1泊当たり、現行の税込み44,000円から税込み66,000円へ、日帰り使用料については、現行の税込み22,000円から税込み33,000円に改定をするものでございます。

改正の基準としましては、サンヒルズ・サライと同様に近郊の類似施設8件の1棟の宿泊料金の平均額、平日66,813円、繁忙期122,273円を参考に設定をしております。こちらも札幌近郊や富良野エリアなどインバウンド需要が大きい地域の施設が平均値を押し上げている傾向にあるかとは思いますが、これらを除いてもライティングハウス及び通称ヴィラトップの現行の料金は安価であると判断をしております。

これら昨今の傾向を考慮し、ある程度余裕のある上限額を定めておくことが望ましいため、現行の1.5倍程度に上限額を引き上げるものとしております。

議案にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、経過措置として、この条例の公布の日から令和8年3月31日までに受け付ける4月1日以降の予約については、新たな使用料の上限額の範囲内で料金設定できることとするものでございます。

参考までに、今回の条例改正により使用料上限額が上がることとなりますが、こちらも、あくまで指定管理者側の料金設定に幅を持たせるもので、令和8年4月1日以後の新料金につきましては、現段階では、ライティングハウスがこれまでと同額又は3,000円から9,000円程度を値上げ、ヴィラトップもこれまでと同額又は2,000円から6,000円程度を値上げする案を検討されているとお聞きをしております。

以上、議案第55号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第56号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第19、議案第56号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第56号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第3号。

令和7年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,808万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,418万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

38ページから42ページが、第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

43ページの第2表、繰越明許費は、防災無線のJアラートシステムが令和8年度末で終了するため、機器の更新を行うのですけれども、機器の調達に約9か月かかることから繰

越明許費の設定を行うものでございます。

同じく第3表、債務負担行為補正の変更は、農村環境改善センターの指定管理期間が令和8年度から新たな期間に入るに当たり、指定管理料を昨今の燃油や人件費の高騰を踏まえた実態に即したものとするため、管理期間を5年から3年に変更するものでございます。なお、期間の変更以外の変更は、ございません。

同じく第4表、地方債補正の追加は、先ほど第2表、繰越明許費でご説明しました防災無線のJアラートシステム更新に係る財源として、緊急防災減災事業債を充てるもので、限度額は550万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

同じく第4表、地方債補正の変更は、新たな河川工事個所が増えたことによる限度額の補正で、150万円から190万円増額し340万円とするものでございます。限度額以外の変更は、ございません。

なお、これ以降の内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第56号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第3号の内容をご説明申し上げます。

はじめに、このたびの補正の概要についてですが、高齢者世帯等への冬期暖房費用の一部助成、国の農業関係補助事業の採択、緊急銃猟制度創設に伴う必要物品の整備、旧青少年交流キャンプ村ロッジの解体、安心すまいる助成事業等の追加、Jアラート新型受信機の整備などとなっております。

それでは、補正の内容につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、56、57ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額220万7千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

17番、冬期生活支援事業220万7千円は、灯油販売価格の高騰が続いていることから、低所得である高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯に対して、冬期間の暖房費用の一部として、しんとつかわポイントカード会のポイント1万2千円分を付与するもので、対象見込世帯を180世帯として予算計上いたしました。

続きまして、2目高齢者福祉費。補正額62万6千円。財源は、その他財源として、老人福祉施設入所措置費本人・扶養義務者負担金16万6千円、一般財源46万円となります。

内容を申し上げます。

5番、老人福祉施設入所措置事業62万6千円は、当初予算において7名分の措置費を計上しておりましたが、新たにお一方が入所措置となったことから、入所に必要な費用を計上するものでございます。

次に、2項1目児童福祉費。補正額103万7千円。財源は、国道支出金として、子ども・子育て支援交付金が、国分として、補助率3分の2で17万3千円、北海道分が、補助

率6分の1で4万3千円、一般財源が82万1千円となります。

内容を申し上げます。

12番、児童福祉費補助金過年度還付金77万7千円は、令和6年度の事業実績によりまして、児童福祉に係る各種国・道補助金の返還額が確定しましたので、予算不足額について計上するものでございます。

次に、14番、こども家庭センター運営事業26万円は、令和8年4月1日から、子ども家庭センターを設置するに当たり、運営に際して必要となる物品を購入したいとするもので、内訳は、リモート会議用テレビモニター1台、パンフレットなどを収納するフロアケース3台、事業所名表示看板などとなっております。

続きまして、58、59ページ。

6款1項2目農業振興費でございます。補正額1,065万5千円。財源は、すべて国道支出金でスマート農業等導入サポート緊急対策事業補助955万4千円、畑地化促進事業補助金110万1千円となります。

内容を申し上げます。

20番、畑地化促進事業110万1千円は、畑地化に取り組むこととした農業者に対して、土地改良区の地区除外決済金の支援を行うもので、市町村を經由して農業者に交付される仕組みとなっております。今回、支援の対象となる農家は2戸で、対象面積1.9ヘクタール、単価は、対象農地ごとの土地改良区の決済単価で算出されることとなっております。

次に、21番、スマート農業等導入サポート緊急対策事業955万4千円は、国におきまして、スマート農業技術の現場導入と、生産、流通、販売方式の転換、そして、これを支える農業支援サービス事業体の育成や、活動の促進といった取組みを総合的に支援していく方針が打ち出され、その推進のためにスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業、これが創設されたところでありますが、本年10月に本町の農業者お一方が、この事業の実施主体として採択となったことから、事業を進めるに当たって必要となる農業機械の導入費用の2分の1が、町を經由して農業者に交付されるものでございます。

導入予定の農業機械は、汎用コンバインで、この機械を用いて、麦、大豆、子実コーンの収穫業務の受託を拡大していく計画となっております。

次に、2項1目林業振興費。補正額69万1千円。財源は、国道支出金として、ヒグマ対策事業補助金、補助率は国が2分の1、北海道が4分の1で51万7千円、一般財源17万4千円となります。

内容を申し上げます。

6番、有害鳥獣駆除対策事業69万1千円は、鳥獣保護管理法の一部改正により、緊急銃猟制度が創設されましたので、安全に緊急銃猟が行われるために必要となる必要物品について、環境省から示されているガイドラインを参考に整備したいとするものでございます。

購入する物品は、攻撃防御のための盾3個、クマ撃退スプレー5個、連絡用無線機5セット、記録用のヘルメット装着型ビデオカメラ3台などとなっております。

次に、60、61ページをお開きください。

7款1項2目観光振興費。補正額181万5千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

3番、キャンプフィールド管理運営事業181万5千円は、本年6月2日の火災によって焼失した旧青少年交流キャンプ村ロッジについて、9月に消防の火災調査報告書が開示され、火災の概要、原因等が判明しましたので、この解体、撤去に係る予算を計上するものでございます。

焼失物件は、賃貸中であったことから、今後、賃貸借契約に定める事項、火災の原因等を総合的に判断して、貸主、借主、それぞれの費用負担の割合を決定していくこととなりますが、降雪期を控えまして、倒壊等、危険な状況にあることから、顧問弁護士にも確認の上、町が先行して解体、撤去を行うというものでございます。

続きまして、62、63ページ。

8款3項1目河川総務費。補正額192万5千円。財源は、地方債として、河川改修事業債が充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントで190万円、一般財源が2万5千円となります。

事業内容は、2番、河川維持管理事業で、辻の沢川災害防止対策工事192万5千円となります。8月の大雨により、水流による侵食を防ぐためのふとんかごが損傷を受け、農地被害が発生する可能性が生じたことから、これを改修したいとするものでございます。

工事内容は、流末処理の護岸工で、ふとんかご全長2メートル、かごマット4段、8平方メートルを予定しております。

次に、4項1目都市計画総務費。補正額360万円。財源は、すべて一般財源となります。内容を申し上げます。

3番、安心すまいる助成事業220万円は、10月末現在において、事業の交付認定件数が123件、助成見込額が2,676万7千円となり、予算不足が見込まれる状況となったことから追加計上したいとするものです。

追加計上額は、今年度の助成平均額21万7千円と、過去の例から推測される冬期間の住宅改修件数20件を勘案しての予算措置としてございます。

次に、4番、住宅耐震化促進事業140万円につきましても、当初予算での想定件数10件を超える申請が出される状況となったことから、予算の追加計上を行いたいとするもので、10月末現在における交付認定件数は12件で、今年度の助成平均額28万2千円と、過去の例から推測される冬期間の申請件数3件を勘案しての予算措置としてございます。

続きまして、64、65ページになります。

9款1項3目災害対策費。補正額553万3千円。財源は地方債として、全国瞬時警報システム更新事業債が充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントで550万円、一般財源が3万3千円となります。

内容を申し上げます。

1番、防災無線管理事業553万3千円は、全国の自治体で運用されている全国瞬時警報システム、Jアラートが、現行システムによる運用を令和8年度末に終了することから、新型受信機への移行を行うための予算計上となります。

本来は、次年度当初予算にて措置すべきところでございますが、新型受信機が品薄状態にあり、機器の調達に9か月を要するとのことで、令和8年度当初予算では、降雪期前に工事を完了することが出来ないことが予想されることから、今年度において早期発注を行いたいとするものでございます。なお、予算につきましては、43ページ、第2表のとおり

繰越明許費を設定しての予算執行となります。

以上が、歳出の説明となります。

次に、歳入の説明に移ります。

歳入は、議案書46ページから55ページとなりますが、特定財源として扱うものにつきましては歳出の部分で説明いたしましたので、一般財源についてご説明いたします。

52、53ページをご覧ください。

20款1項1目繰越金。番号1番、前年度繰越金913万5千円は、令和6年度会計からの繰越金の一部を補正財源として計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第57号の上程、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第20、議案第57号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第57号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,779万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

68ページ、69ページは、第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

なお、内容につきましては副町長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第57号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

このたびの補正の概要についてですが、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費用の計上となります。

それでは、補正の内容につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から

説明いたします。

74、75ページをお開き願います。

1 款 2 項 1 目 徴 収 費。補正額112万9千円。財源は、すべて国道補助金で、子ども・子育て支援金制度補助金、補助率10分の10となります。

補正の内容ですが、1 番、徴収費112万9千円は、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されるに伴って、各医療保険者は、少子化対策のための財源として、国に支援納付金を拠出していくこととなりますが、本年10月、ベンダーから本町におけるシステム改修の内容が示されましたので、新年度に向けての準備を進めたいとするものでございます。

次に、歳入でございますが、歳入は、すべて特定財源となりますので、歳出の部分での説明のとおりでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日11日は、議案調査のため休会となっております。

12日は、午前10時から本会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議は、これで散会いたします。

皆さん、大変お疲れ様でした。

(午後2時06分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第4回新十津川町議会定例会

令和7年12月12日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 経済文教常任委員会審査報告  
（委員会報告第6号） 請願第2号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の  
拡充等を求める請願
- 第3 請願第2号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願
- 第4 議案第48号 新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について  
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第49号 新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の制定について  
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第50号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第51号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第52号 新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正につ  
いて  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第53号 新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正につ  
いて  
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第54号 新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関  
する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第55号 新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて  
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第56号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第57号 令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第14 発議第5号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書
- 第15 議員の派遣について

## 第16 閉会中委員会所管事務調査申し出について

### ◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君
教育委員会事務局長	小松敬典君

### ◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂下佳則君
--------	-------

---

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。  
ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、樋坂里子議員。10番、西内陽美議員。両議員を指名いたします。

---

◎経済文教常任委員会審査報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、経済文教常任委員会審査報告を行います。  
12月10日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております請願第2号の審査結果の報告を求めます。  
加藤経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 加藤敏晃君登壇〕

- 経済文教常任委員長（加藤敏晃君） 議長の指示がありましたので、経済文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

請願第2号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願。

審査結果、採択とすべきもの。

以上で報告を終わります。

- 議長（小玉博崇君） 報告を終わります。  
ただちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

---

◎請願第2号の討論及び採決

- 議長（小玉博崇君） 日程第3、請願第2号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（小玉博崇君） 先ほど、採択することに決定した請願第2号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〔議案配付〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程変更

○議長（小玉博崇君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下佳則君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第15の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第16とし、日程第14の議員の派遣についてを日程第15とし、日程第13の次に日程第14として、発議第5号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書を追加いたします。

---

○議長（小玉博崇君） 日程第4に入る前に、議案第48号から議案第57号までの案件につきましては、12月10日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第48号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第49号、新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） この基準を定める条例によって、今後、乳児等通園支援事業が開始されるので、事業者との連携協力や情報共有は、これまで以上に積極的に行っていただきたいなと思っております。乳児等通園支援事業者との連携を図る体制はどのようになっていますでしょうか。定期的に連絡会議を開催したりなどをするのかどうかなど、お伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの1番議員の質疑にお答えをいたします。

乳児等通園支援事業の事業者との連携協力についてのご質問ですが、現在のところ、認定こども園の方で実施をお願いしたいと予定をしております、協議を進めているところでございます。

定期的な打合せというところまではいかないかと思いますが、こども誰でも通園制度の方を利用する際には、事業者の方と連携、連絡しながら行うこととなりますので、そちらの方で対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

○1番（加藤敏晃君） はい、分かりました。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

5番、大畠議員。

○5番（大畠光敬君） 議案書の20ページの第16条の部分についてお伺いしたいと思います。16条では、食事の提供の施設を備えなければならないというような条文があるかと思いますが、3月頃に認定こども園の方に伺った際に、まだ設備が整っていなかったようにお見受けしたんですが、今現時点では、給食施設、調理室のような施設は対応可能というか、完成しているような状態になっているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 5番議員の質疑にお答えをいたします。

調理室の方ですけれども、4月から認定こども園ということで開設されておりますので、現在は、もう調理室は機能している状況でございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 大島議員よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、大島議員。

○5番（大島光敬君） もう一点お伺いいたしたいというふうに思います。先ほど、加藤議員からも似たような質疑があったかと思いますが、第4条の方で、町長は、当事者の意見を聴き、最低基準を超えて、設備、運営を向上させるように勧告することができると思っております。で、20ページの第20条ですと、苦情を受け付ける窓口の設置の措置について記載があるかと思っております。この第20条は、認定こども園の方で苦情の窓口を設置してというふうに認識しておりますが、町として苦情を把握して、このような最低基準を超えて、運営を向上させるような勧告をしなければいけないような状況があった場合、町として、どのようにそのような苦情ですとか、そういったことを把握する方法というか、その方法をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 5番議員の質疑にお答えいたします。

保護者等からの苦情等を受けた場合の町としての対応ということですか、苦情が事業者の方に入った場合は、そちらの方も町の方に苦情が入ったことを提供していただくようにしていきたいと思っております。また、町の方に苦情が入った場合は、状況を確認して、適切に対応していただくように事業者の方に注意、指導をしたいと考えております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 5番議員よろしいでしょうか。

○5番（大島光敬君） はい。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 第8条の安全計画の策定等についてお伺いいたします。事業者が策定するこの安全計画ですが、町の方で確認するということにはなっているのかどうかお伺いいたします。例えば、事業開始時、最初の年度の時に、こういったものを策定したということが事業所の方から上がってくるのか、また、その後、定期的に計画の内容を確認をするのか、その第4項では、変更を行うものとするというふうにあります。変更した際に、その内容を町の方で確認するようなことになっているかどうかお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 10番議員の質疑にお答えいたします。

安全計画の策定についてのご質問ですけれども、事業者の方で安全計画を策定しなければならないということですので、そちらについては、町の方にも計画の方を提出していただいて、確認していきたいと思っております。また、見直し等を行った際も、その都度、町の方に提出をいただくようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

○10番（西内陽美君） はい。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第50号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第51号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第52号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） 提案理由の中に農地の集積率が高止まりしたというような、そういう意味で1人減らすんだということでございますけれども、農業委員会に私も4回ぐらいあつ旋を受けておりますが、5名の農業委員、推進委員さんが農地流動利用集積計画の適宜判断をしていただけるということで、1人減らすというのは、この5人の推進委員を減らすのか、それとも集積率の高まったところの地域だけの農業委員を減らすのか、それとも充て職となっている農協とか改良区の委員の定数を減らすのか、その辺の具体的なお話はどうなってますでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの8番議員のご質疑にお答えをいたします

まず、今回の農業委員の定数17人から16人ということで1人減ということでございますけれども、減員する区分につきましては、現行の委員の内訳を申し上げます。地域推薦が13人、団体等からの推薦が4人ということで、現在17人になります。そのうち、地域推薦の枠を1人減としまして、12人とする予定でございます。

また、最初の質疑の中にありました高い集積率という部分で、6年度末の状況を申し上げますと、こちら、受益面積に対する担い手の経営面積ということで、現在96.2パーセントの集積率となっております。こちらにつきましては、目標が令和12年度の段階で95.0パーセントとしておりますので、現段階では目標を達成しておりますので、その目標年度

までにこの部分を維持するような形で考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 鈴井議員よろしいでしょうか。

○8番（鈴井康裕君） わかりました。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第53号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第54号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第55号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

5番、大畠議員。

○5番（大畠光敬君） 先ほどの第55号もそうだったと思いますが、今回のこちらの条例改正は、柔軟な価格設定を可能とするための上限額の引き上げというふうにお伺いしておりますが、引き上げの実際は振興公社だとは思いますが、町としては、具体的にこの柔軟な価格設定という部分について、どういったことを想定されているのか、繁忙期と閑散期で料金の設定というのがあるかと思いますが、価格の変動についてどういったことを町として考えているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員の質疑にお答えをいたします。

上限額につきましては、今ご質問のライティングハウス、ヴィラトップの部分でございまして、ライティングハウスにつきましては、現行の宿泊で6万6千円から10万円でございまして、また、ヴィラトップについては、4万4千円が6万6千円ということでございます。こちらにつきましては、あくまでも上限額ということでございます。条例の方で、指定管理者の方であらかじめ町長の承認を得て、この範囲内で定めるとなっておりますので、この条例施行後、町の方から指定管理者の方に上限額が変わる旨をご連絡した上で、指定管理者の方からこの上限額について設定すべき金額の申請があろうかと思っておりますけれども、現段階では多分、上限額については、この上限額で申請があるものと

思っております。ただ、実際の宿泊料がそこまで上がるかということになりますと、先日も説明したように、現段階でプラン等を考えている中では、上限までは上げずに現行から多少なりの増額でプランを設定するというごことでお聞きしております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 大島議員よろしいでしょうか。

○5番（大島光敬君） はい。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第56号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 議案書の56ページ、57ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、事業番号17番、冬期生活支援事業についてお伺いさせていただきます。

対象世帯数につきまして、内訳は、高齢者世帯が120世帯、障害者世帯が40世帯、ひとり親世帯が20世帯の合計180世帯とのことでしたが、これらの数字につきましては、ここ数年変わっていなかったなと思っております。この数字につきまして、それぞれどうやって算出しているのかどうかを伺わせてください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 1番議員の質疑にお答えをいたします。

冬期生活支援事業の対象世帯180世帯のご質問ですけれども、180世帯につきましては、例年の実績値を参考にしてしておりますが、12月1日現在における対象世帯が確定するまでに、総務民生常任委員会の方で報告資料の方を作った段階から12月までちょっと流動的な部分がございますし、また、予算額が不足することのないようにということで180世帯と見込んでおります。以上です。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

○1番（加藤敏晃君） はい。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 議案書56ページ、57ページ、同じところでございます。児童福祉費の14番、こども家庭センター運営事業についてお伺いいたします。備品購入として、会議用のリモートテレビモニターを購入される予定でございますが、こういった活用を想定されているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの10番議員の質疑にお答えいたします。

物品購入予定でありますリモート会議用のテレビモニターですけれども、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議等で、岩見沢児童相談所の職員にリモートで参加いただくことがございますので、その際に使用する予定でございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 西内議員。

○10番（西内陽美君） このこども家庭センター運営事業、4月から新たに新規事業として始まるわけですが、今までは4款の民生費の方で母子保健という範ちゅうで扱っていたものが、次からは児童福祉ということで、こちらの方で扱うことになりまして、いろんな関係機関との連携がかなり広がって求められてきておりますので、そういったところから、例えば、認定こども園ですとか、児童館ですとか、保育所とか、そういったところもかなり連携協力、情報共有が必要となってくることになりますので、ぜひこういったリモート会議用テレビモニターを新たに購入されるのであれば、そういった機関とも密接な関係をつくっていったら、今うまく進めているというふうに確認をしてよろしいでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの10番議員の質疑にお答えいたします。

こども家庭センターにつきましては、現在、ゆめりあに設置しております子育て世代包括支援センターの事業を引き続き生かしながら、児童福祉と一体的に子ども家庭に関する相談事業を実施することによりまして、母子保健、児童福祉の両機能の連携協働を深めて、虐待への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく、漏れなく対応することを目的に設置するものです。

それで、母子福祉機能は役場にございまして、母子保健機能はゆめりあにあることから、役場とゆめりあの2施設をこども家庭センターとして位置づけて設置することとなります。それで、今のリモート会議の件ですけれども、町内の関係機関、そちらについては、ケース検討会議等では、皆さんこちらに集まっていただけなので、リモートまでは必要ないというところなんですけれども、岩見沢の児童相談所は、ちょっと多忙な時期によってはこちらまで来れないということで、リモートでのご参加をいただいて、ご助言等をいただいているような状況となっております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 西内議員よろしいでしょうか。

○10番（西内陽美君） はい。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

7番、杉本議員。

○7番（杉本初美君） 議案書57ページの17番、冬期生活支援事業についてお伺いいたします。高齢者世帯の120でしたけれども、この高齢者世帯120のうちで、高齢者ひとり世帯と夫婦世帯、高齢者と障害者世帯の比率を教えてくださいませんか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 7番議員の質疑にお答えいたします。

高齢者世帯120世帯のうち、一人世帯、二人世帯の内訳等なんですけれども、こちらについては、該当世帯をこれから調査することになりますので、今現在、内訳まではこちらでは把握してませんので、議決いただいた後に、そちらの方の対象世帯を調査して確定することとなります。以上です。

○議長（小玉博崇君） 杉本議員よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第57号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 74ページ、75ページをお開き願います。1款2項1目徴収費、事業番号1番の徴収費と、その特定財源の関係でお伺いいたします。今回、特定財源で、国からの補助金、子ども・子育て支援金制度補助金が、補助率10分の10で計上されており、令和8年度からの子ども・子育て支援金を国に納めるための準備として、システム改修に充てるとのことでしたが、この補助金の性質といたしますか、子ども・子育て支援金を国に

納めるという部分について、詳しく伺わせていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの1番議員のご質疑にお答えいたします。

子ども・子育て支援制度補助金につきましては、今創設されます子ども・子育て支援金に関して、施行に係るシステム改修経費ですとか、体制整備のための経費ということで対象経費が定められているものでございます。ただ、現時点におきましては、今回のシステム改修に係る委託料以外は想定しておりません。今後8年度において、いろいろやっていく中で出てくるものももしかしたらあるかもしれませんが、それは8年度の方で対応していく形になるかと思われまます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 今回答いただきましたので、子ども・子育て支援金を国に納めるという部分について、詳しく伺わせていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） 失礼いたしました。ただいまの1番議員のご質疑にお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度というものは、まず、ご存知のとおり、少子化対策として、児童手当の拡充など、子育て世帯に対する給付等の拡充が令和6年度から順次実施されております。この拡充に関わる財政基盤の確保を目的として、子ども・子育て支援金の制度が創設されておきまして、令和8年度から子ども・子育て支援金として、高齢者や企業を含む全世代、あと全経済主体から医療保険料と合わせて徴収し、国に納付するものでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 今ほどご説明いただきまして、子ども・子育て支援金が公的医療保険の保険料に上乗せされて、すべての人が徴収されるというもので理解しておりますが、この医療保険者が徴収するとのことで、今回は後期高齢者医療のシステム改修でしたが、国民健康保険の方などはシステム改修等は不要なのではないかと思っております。伺わせていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの1番議員のご質疑にお答えいたします。

国民健康保険も同じように合わせて徴収する予定なんですけど、結論としましては、令和8年度の当初予算に計上して、令和8年度に実施する予定でございます。この時期となる理由としましては、まず、国の標準機能の公開が令和8年の3月頃となる見込みでして、さらにその後、共同運用してます北海道の市町村事務処理標準システムというものがございまして、その適用が令和8年の3月から4月頃となる予定でございまして、その適用後でないと本町のシステム改修ができませんので、令和7年度中には改修ができませんので、令和8年度の4月、5月辺りで改修を実施する予定でございます。

後期高齢者の方も同じような仕組みになっているんですが、そのタイミングが令和7年度末までに改修が間に合う見込みですので、今回の補正で実施することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

○1番（加藤敏晃君） はい。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第5号の提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第14、発議第5号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、加藤敏晃議員。

〔経済文教常任委員長 加藤敏晃君登壇〕

○経済文教常任委員長（加藤敏晃君） ただいま上程いただきました発議第5号について、ご説明申し上げます。

この議案の提出者は、私、加藤敏晃。賛成者は、深瀬美奈子議員、西内陽美議員、樋坂里子議員、鈴木康裕議員でございます。

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出いたします。

裏面をご覧ください。朗読を持って説明に代えさせていただきます。

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書。

農業を巡っては、依然として世界情勢の不安定化や円安等による物価高の為、燃油、肥料、飼料等の生産資材価格の高止まりから、農業経営は厳しい環境が継続している。また、近年の異常気象は高温、干ばつ、集中豪雨等を招き、農地、農作物等への被害拡大に加え、相次ぐクマの出没等による鳥獣被害の増加で、人命や農畜産物への影響も深刻であり、営

農や日常生活にも大きな影響を及ぼしている。

一方、日本経済は世界貿易機構（WTO）協定に違反すると言われていた米国との相互関税が今夏から発動となったが、農業分野ではミニマムアクセス米の内枠で米国産米輸入の75パーセント拡大や大豆、トウモロコシの追加購入等で国内需給への影響が危惧されている。また、次々と発効してきたCPTPP等の大型貿易協定によって、我が国の農産物の関税率が即時撤廃されたほか、段階的な削減や輸入枠の拡大等で影響を受けている。

そうした中、政府は昨年6月の食料・農業・農村基本法の改正に基づき、今年4月に新たな基本計画が策定された。基本計画では激動する国際情勢や人口減少等、国内状況の変化にあっても、平時からの食料安全保障を確保する観点等、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしている。また、高市首相は所信表明でも、地域を活性化させ、食料安全保障を確保するため、農林水産業の振興が重要であるとして、5年間の「農業構造転換集中対策期間」において別枠予算を確保するとしている。

このため、改正基本法の理念に基づき、国内農業生産の増大を図り、将来に渡って国民に食料を安全供給できる農業生産基盤の強化や経営安定に資する所得政策の確立等の具体的政策と予算の拡充、異常気象による農業被害対策も急務になっている。

については、持続可能な食料・農村対策の確立に向けて、下記事項を要望する。

1、食料安全保障の確保の観点から、国内自給を基本とした農業生産の増大を図り、食料の安定的な供給に向けた生産体制の確立及び農地基盤の強化等、経営安定に資する農業政策の確立を求めるとともに既存農業予算の拡充・強化を図ること。また、食料・農業・農村政策の施策実現に必要なかつ十分な予算を別途措置すること。

2、米国との相互関税では、経済停滞や農業分野への影響を回避する対策を早急に講ずると共に、CPTPP等の国際貿易協定は、段階的な関税率の削減や輸入枠の拡大等で農産物に影響を及ぼしている為、今後の加盟国拡大による農業への影響等も勘案して国内農業政策の強化に向けてTPP等関連対策予算は継続的に措置すること。

3、異常気象で病害虫の多発や農産物の収量、品質低下等の被害を招いていることから、地球温暖化に対応しうる種子や農業資材の開発等早急に進めること。また、クマやシカ、アライグマ等の鳥獣被害が増加している為、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保のほか、捕獲体制の強化やハンターの確保、育成、農地への侵入防止対策、緩衝地帯の設置等、地域の実情に対応した対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月12日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、小玉博崇。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下佳則君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。

派遣について、1件でございます。

派遣については、自主研修でございます。日程は1月19日から20日まで、場所は滋賀県で、派遣議員は工藤健議員でございます。経費につきましては、概算で9万円でございます。

以上、議員の派遣についての内容説明とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第16、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了い

たしました。  
会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和7年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。  
皆さん、大変お疲れ様でした。

（午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員